

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	落合西光寺双 盤念仏	埼玉県飯能市落合	西光寺浅草流双盤念 仏保存会